居宅介護支援費における特定事業所集中減算に係るＱ＆Ａ

Ａ　すべての居宅介護支援事業所は、特定事業所集中減算に関する書類を作成する必要がありますので、必ず、「届出書」を作成し、判定期間後の算定期間が完結してから５年間保存しておいてください。

Ｑ２平成２７年度後期からの様式「(参考様式)サービスごとの居宅サービス計画数計算書」については、添付が必要ですか。

Ｑ１ 利用者が少数である等、正当な理由に該当し減算の適用となりませんが、「居宅介護支援費における特定事業所集中減算届出書(以下、「届出書」という。)」を作成する必要はありますか。

Ａ　添付の必要はありません。「サービスごとの居宅サービス計画数計算書」については、参考様式として掲載しています。「届出書」を作成するに当たってのデータを算出するための計算書としてご利用ください。

なお、他のソフト等で算出した数値を用いて「届出書」を作成していただくことも可能です。

Ａ 同一法人格を有する法人単位で判断してください。

Ｑ３ 特定事業所集中減算の算定に当たって、対象となる「特定事業所」の範囲は、同一法 人単位で判断するのか、あるいは、系列法人まで含めるのか。

Ｑ４ 計画とは実績なのか。計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも件数に含むのか。

Ａ この場合の計画とは実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、算定対象

には含めません。

Ａ サービス提供を行った月に算定します。

Ｑ５ 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいか。

なお、報告期限が過ぎてから、要介護認定の結果が出た等で、８０％超えていたことが判明した場合は、判明後早急に、提出が遅れた理由書とともに「届出書」を提出してください。

Ｑ６ サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数も含むのか。

Ａ 介護予防サービス計画は含みません。

Ｑ７ 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合 は、どのように計算するのか。

Ａ 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、(月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む)、法人ごとに１件ずつ計上します。 例えば、２か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「１件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「１件」としてカウントします。なお、複数事業所を位置付けていても、「それぞれのサービスを位置づけた居宅サービス計画数（分母）」のカウントは「１件」ですので御注意ください。

Ｑ８　地域密着型サービス事業所は、正当な理由①の範囲としてどのように判断したらよいか。

Ａ　地域密着型サービスの事業所においては、地域密着型サービス事業所の所在する市

　　　町村において正当な理由①に該当するか判断して差し支えありません。「介護サービス情

報の公表」の該当箇所を印刷して提出書類に添付してください。

Ｑ９ 「届出書」に３サービスを記載するようになっているが、８０％を超えたサービスのみ記載して

提出すればいいか。

Ａ 各サービスの利用状況を適切に把握することが必要であるため、利用のあったサービスについては、８０％を超えていなくても記載してください。また、いずれのサービスにおいても８０％を超えていない場合も、「届出書」を作成し、判定期間後の算定期間が完結してから５年間保存する必要があります。

Ｑ１１ 対象サービスのうち１つでも８０％を超えていると、全ての利用者に対して半年間減算となるのですか。

Ａ 正当な理由がなく８０％を超えているサービスが 1 つでもある場合は、全ての利用者に対して半年間減算になります（従前どおり）。

Ａ　欄を工夫し、いずれの法人も記載するか、「別紙のとおり」と記載し別の紙を添付してくだ

Ｑ１２ 紹介率最高法人が複数ある場合、どのように記載すればいいか。

さい。